

令和3年 第1回松前町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年1月27日(水) 午前9時30分～
- 2 開催場所 松前町役場 3階 大会議室
- 3 出席委員 (14人)
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 議事録署名人の指名について (2人)
- 6 議事日程
議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件 (1件)
議案第21号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員 (3人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和3年第1回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、
○○議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日の欠席委員は、いません。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員定数の過半に達しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、
13番○○委員、1番○○委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

土地の表示 ○○、田、面積1,322㎡のうち2.66㎡

申請人 ○○

転用目的 営農型発電設備（一時転用）

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

この発電設備は既に何年か前に建設され運用されていますが、何年かに1度更新が必要ということで、従来からされていますので問題ないかと思われ
ます。

○議長

今説明にあったとおり、何年か前から続いている案件ですが、事務局より再
度詳細の説明をお願いします。

○事務局

営農型太陽光発電ということで、支柱でパネルを建てて、その下で作物を栽
培するということになります。一時転用の扱いとなり、基本的に許可期間は3
年間となっており、それを過ぎますと3年毎の更新が必要となります。本件で

は平成28年9月に一時転用の許可を取られており、下部では〇〇の栽培をされる内容となっていました。許可の条件として、適正な営農が営まれていること、栽培作物の反収が地域の標準的な反収の8割以上となることが求められています。年に1回、農作物の状況報告が必要ですが、申請人が病気をしたことや、土壌の状態が良好でなかったことから、苗木を植えては枯れるということを繰り返していたため、県及び農業委員会で随時指導を行っていました。昨年、3年間で過ぎたので、許可申請がされましたが、そのような経緯があったため、1年間限定で許可が下りています。条件として、苗木を約400本植えて、かつ畝を立てて水はけを良くするということになっていました。その後きちんと苗木を植えて、畝立てされていることを事務局で確認しています。しかし、この1年間でも栽培は上手くいかず、苗木も枯れているという状況です。今回の許可申請にあたっては、〇〇ではどうもうまくいかないということで、〇〇の栽培で申請されています。鉢で栽培するというので、266株、井戸のモーターを設置するということです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

1,322㎡のうち2.66㎡ということですか。

○議長

脚を立てるのが、2.66㎡ということですか。その脚の上が太陽光パネルで、その下は農地のままで栽培するということです。

〇〇〇委員

わかりました。

〇〇〇委員

今回の許可期間は3年間ですか。

○議長

3年間です。

〇〇〇委員

〇〇はきちんと栽培できるのでしょうか。

○事務局

申請書には、〇〇が遮光された環境でも栽培できるという様々な研究機関等の根拠資料を添付されていたので、それで判断せざるを得ないと思います。

〇〇〇委員

この土地は営農型で申請しないと許可が下りないから営農型にしたのですか。

〇事務局

青地、甲種農地では、営農型の一時転用でないと許可が下りないようになっています。下をコンクリートで固めるとなると、愛媛県では、青地、甲種農地は一切許可が下りなくなっています。2種農地からだと可能性があるということですが。

〇〇〇委員

例えば農業委員会が許可しなかったらどうなりますか。

〇事務局

農業委員会は県に意見を付して進達しますが、最終的な許可権者は県になります。

〇〇〇委員

農業委員会が否定して、県が許可することはあるのですか。

〇事務局

申請段階で、判断が困難と思われる場合は、事前に県に相談していますので、今までの事例ではありません。

〇議長

今回また〇〇で申請が出れば許可は難しいと言えるが、新たに〇〇で資料もつけて出してきたおり、また申請者は栽培においてもできることはされてきている人なので、判断が難しい。

〇〇〇委員

今回3年で許可すれば、途中で栽培が上手くいかなくても3年様子を見るのですか。

〇議長

当然途中で指導は入ることになります。

〇〇〇委員

転用する箇所だけでなく、転用しない部分で営農できるかどうかという条件が変だなと感じました。

〇〇〇委員

転用しない部分は荒らさなければいいということではなく、栽培しないといけないということですか。

〇議長

栽培した上で、地域の標準的な反収の8割が必要となっています。

〇〇〇委員

本件は県に問い合わせ、県から大丈夫と言われているのでしょうか。

〇事務局

今回は、作物が〇〇に代わり、根拠資料も添付されており、問題ないと思われたので、県に事前相談はしていません。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

土地の表示 〇〇、田、面積 303 m²

〇〇、田、面積 195 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇

転用目的 店舗（〇〇業）

建築面積 147.93 m²

所有権移転

農地区分 甲種農地

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

以前は出作に店舗を構えていたが、手狭になったので移転したいとのこと
です。

○議長

補足しますと、町内での移転であるため、許可が可能ということで、新たに
出店する場合は許可は下りません。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手を
お願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
より農用地利用集積計画について、松前町長から承認決定の依頼があったの
で、審議決定たまわりたく提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 2年4ヶ月

利用権の設定を行う件数 1件

利用権を設定する面積 2,081㎡

利用権を設定する作物 水稻

利用権の設定に伴う賃借料(10a当たり平均) 7,000円

設定する利用権の種類 賃借権

利用権設定の期間 5年4ヶ月
利用権の設定を行う件数 1件
利用権を設定する面積 3,769 m²
利用権を設定する作物 水稻
利用権の設定に伴う賃借料 (10a 当たり平均) 4,582 円
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

基本的には6月1日から5月31日だと思うが、2月からしないといけない理由はあったのでしょうか。

○事務局

本人が急ぎで持ってこられるのと、事務局が拒むことはできないというところ。なるべく6月1日から、麦であれば12月1日からでお願いはしています。

○○○委員

事務処理が大変だと思う。年2回にした方がいいのではないですか。今から野菜を作るにしても5月1日からの申請にしたので問題ないと思います。

○事務局

確かにそれが理想的だと思います。また内部で今後の方法を検討したいと思います。

○○○委員

期間が○年○ヵ月と半端な期間になっているのは何故ですか。また、何年間とすべきとかいうのはあるのですか。

○議長

終期を年2回の5月31日または11月30日にしているためです。また、年数自体は1年からでも設定できます。

○○○委員

賃借料で標準的な額とかいうのはないですか。

○事務局

お互いの話し合いになるので、ありません。

○議長

事務局から平均値の情報を出してはいます。

○○○委員

今回の方は現金ですか物納ですか。

○事務局

記憶が定かでないのですが、物納であったら1袋6,000円で換算しています。

○○○委員

半端な月数の賃借料はどうなるのですか。

○議長

1年間あたりの額となっています。あとはお互いの話し合いになります。

○議長

ほかにございませんか。それでは、採決を行います。議案第21号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。